

第8次旭川市総合計画による まちづくりがスタートします

平成28年度から同39年度まで、12年間のまちづくりの新たな指針となる第8次旭川市総合計画を策定しました。その概要をお知らせします。

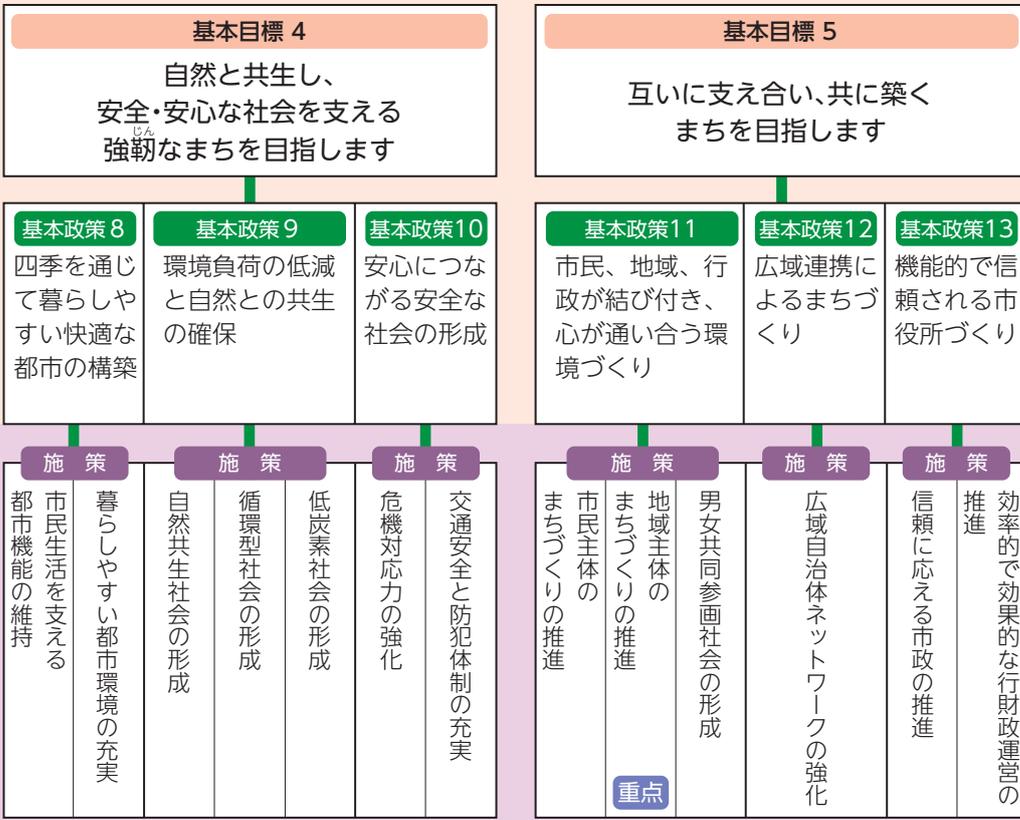
第8次総合計画とは

総合計画は、総合的・計画的に市政を運営する基本となるもので、様々な計画の最上位の計画となります。市では昭和31年度に最初の総合計画を策定して以来、約10年ごとに新たな計画を策定しており、今回が第8次となります。

まちづくり基本条例に基づき総合計画

市では、市民と市がまちづくりの基本となる考え方や仕組みを共有していくために、平成26年に「まちづくり基本条例」を制定しました。第8次総合計画はこの条例に基づき初めて計画として、総合計画審議会や市民検討会議をはじめ、各世代の

～笑顔と自然あふれる 北の拠点～



総合計画の内容

目指す都市像を「世界にきらめくいきいき旭川」笑顔と自然あふれる北の拠点」とし、この実現に向けて、5つの基本目標と13の基本政策、29の施策を体系付けています。

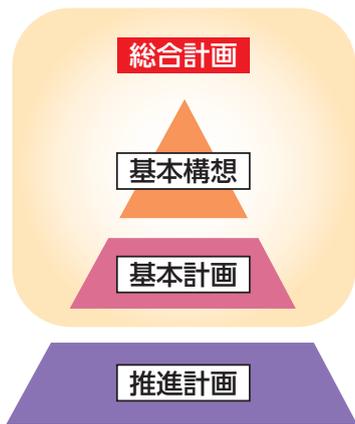
また、基本政策に掲げる目標像の達成度合いを客観的に計るために、成果指標を設定し、目標値を定め、計画の進行管理を行います。

第8次総合計画の体系は、上の図のとおりです。

3つの重点テーマ

左の図のように少子高齢・人口減少が進む中、「人口減少の抑制」と「魅力的な地域づくり」を効果的に集中的に推進するため、「こども」、「つごう」、「地域」に視点を当て、





● **総合計画**は「基本構想」と「基本計画」で構成されています。さらに総合計画に掲げる目標に向けた施策を具体的に進めるための「推進計画」を合わせて策定します。

● **基本構想**は市民や行政などが、「目指す都市像」とその実現に向けた基本的な方向性を共有し、まちづくりを進めていくための「将来ビジョン」です。

● **基本計画**は基本構想に掲げる都市像や基本目標の実現に向けて、基本政策ごとの取組みの方向を体系的に明らかにした「基本政策プラン」です。

市民からなるワーキンググループやまちづくりに関わる様々な団体などから広く意見をいただきながら、策定を進めてきました。幅広い市民の旭川への思いが込められた計画です。

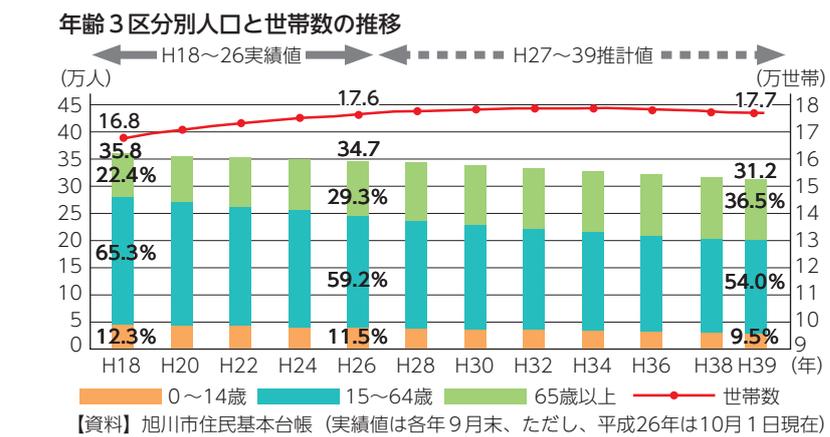
目指す都市像 世界にきらめく いきいき旭川

基本目標	基本政策	施策
基本目標 1 すくすくと子どもが育ち、誰もが健やかに暮らせるまちを目指します	基本政策 1 子育てに希望を持ち、子どもの成長を支える環境づくり 基本政策 2 生涯を通じて健康に暮らせる保健・医療の推進 基本政策 3 互いに支え合う福祉の推進	施策 妊産・出産・子育てに関する支援の充実 重点 子育て環境の充実 重点 市民の主体的な健康づくりと安心な医療の推進 安全な衛生環境の確保 施策 適切な福祉サービスの提供 互いに支え合う地域福祉の充実
基本目標 2 たくましく未来を拓く <small>ひろく</small> 人材を育み、生涯を通じて学べるまちを目指します	基本政策 4 次代の担い手が、生き生きと学ぶ教育の推進 基本政策 5 スポーツや文化に親しみ、学びを深める環境づくり	施策 社会で自立して生きていく力を培う教育の推進 重点 安全・安心な教育環境の整備 家庭や地域に開かれた信頼される学校づくりの推進 施策 生涯を通じた学びの振興 個性豊かな北国らしい文化の振興 重点 スポーツ・レクリエーションの振興
基本目標 3 <small>にぎ</small> 活力と賑わいにあふれ、経済が力強く発展するまちを目指します	基本政策 6 魅力と活力のある産業の展開 基本政策 7 温かなまちの賑わいと国内外との多様な交流の創出	施策 魅力の活用、発信と競争力の強化 重点 地域産業の持続的発展 重点 まちの賑わいの創出 重点 まちの機能強化と国際化の推進 重点

【詳細】政策調整課 25・5358

では、事前にご相談ください。

出前講座について



次の3つの重点テーマに基づき、9つの重点施策を設定しています。

- **地域** いきいき 温もりづくり
- **子ども** 生き生き 未来づくり
- **こと** 活き活き 賑わいづくり